

【募 集 要 領】

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、全国の多くの地域において過疎地域振興の取り組みが進められ、本市においても、昭和55年の過疎地域の指定を受けて以降、現在まで各過疎法に基づき、計画を策定し、過疎対策を進めてきました。

現行法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎計画は、令和3年度に策定していますが、令和8年度から施行となる「第2次士別市まちづくり総合計画」をはじめ、各分野における計画や近年の国及び道における政策改定などとの整合を図るため、今般、過疎計画の変更を行うに際し、意見公募を実施します。

1 意見を募集する計画の名称

士別市過疎地域持続的発展市町村計画（案）

2 募集期間

令和7年12月17日（水曜日）から令和8年1月16日（金曜日）正午まで

3 閲覧できる場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 情報公開コーナー（市庁舎1階 市民テラスパソコン内）
- (3) 朝日支所
- (4) 上士別出張所
- (5) 多寄出張所
- (6) 温根別出張所
- (7) 生涯学習情報センター（市立図書館）

4 意見等を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人・法人・その他の団体
- (3) 市内の事務所または事業所に勤務する方（学ぶ方を含む）

5 意見等の提出方法

閲覧場所や市ホームページにある「意見提出用紙」に、意見、住所、氏名など必要事項を明記のうえ、郵送・ファックス・メール・持参のいずれかの方法で提出してください。電話による意見の受け付けはしません。いずれの提出方法も1月16日（金）正午必着とします。

6 意見等の提出先

- (1) 士別市総務部企画課（市役所本庁舎2階）
- (2) 住 所：〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地
- (3) F A X：0165-22-1934
- (4) メール：kikakuka@city.shibetsu.lg.jp

7 意見の公表等

- (1) 提出いただいたご意見とその意見に対する市の考え方を、広報しべつやホームページなどで公表します。
- (2) 氏名・住所など個人情報については公表しません。